



沖縄県から学ぶ経営の在り方
介護事業所における外国人労働者の活用について
消費税申告の注意点
「配偶者居住権」の適用が始まります！

沖縄県から学ぶ経営の在り方

沖縄県と長野県、どちらも平均寿命が長い県として上位を争う県ですが、企業の業績については大きな差があります。帝国データバンクや東京商工リサーチの調査によると、黒字企業の割合のベスト 1 位は、沖縄県が常連となっています。残念ながら長野県はワースト 2 位が指定席となっています。

沖縄県は付加価値の高い製造業が存在しないため、一人当たり県民所得はワースト 1 位ですが、なぜ黒字企業の割合が多いのでしょうか。

沖縄県の黒字企業を増やす要因の一つとして考えられ、黒字企業割合と類似したランキングになっているのが女性社長比率です。日本経済新聞の調査によると、役員に占める女性の割合が 10%を超えている企業は利益率が高いようです。その女性社長比率について、帝国データバンク調査によると、沖縄県が 10.4%と全国で 3 位であるのに対し長野県は 5.9%と全国ワースト 2 位となっています。社長になる割合が 10 人に 1 人であるのか 20 人に 1 人であるのかは随分大きな違いだと感じます。

事業の開業率をみても沖縄県は 9.1%と上位に位置するのに対して、長野県は 3.6%と全国 37 位であり、47 都道府県の中では下から数えた方が早い位置にいます。沖縄県は、長野県の 2 倍以上の確率で企業が誕生していて利益率も高いという状態を実現しています。

沖縄県は全国の平均よりも小規模事業者数が多いことに加え、家族経営で経営を上手に切り盛りできているため、女性の経営者も多くなるのでしょうか。開業する人が多いため小規模事業が多くはなりますが、上手に利益を出せているのですね。

また、メインの産業である観光業がインバウンドをうまく取り込んでいることも、沖縄県が黒字企業を増やす要因の一つといえます。沖縄県の宿泊施設の定員稼働率は 50%台であり、長野県の 30%台を大きく上回っています。2018 年には沖縄県に 1000 万人の観光客が訪れていますが、そのうち 300 万人が外国人観光客です。外国人観光客は、過去 7 年間で 10 倍になり今後もさらに伸びる見込みです。さらに 2020 年には、沖縄県に星野リゾートが一泊一室 30 万円の高級リゾートをオープンする予定です。また、森トラストなど大手の投資が相次いでいることから、周辺産業にも波及して黒字企業割合は今後も高水準で維持できそうです。

一方、長野県の観光のメインであるスキー場はピーク時の 3 分の 1 以下に沈んでいます。外国人観光客も伸びてはきていますが 70 万人弱で、沖縄には遠く及びません。

長寿県であり観光が有名な県という共通点がある沖縄県と長野県。伸び悩んでいるとはいえ長野県には製造業や農業といった沖縄県を凌駕している産業もあります。しかし、人口の伸び率や所得の伸び率といった今後の見通しは、沖縄県に優っているとは言えません。

今後、インターネットの普及により、人工知能などの様々なテクノロジーが地方社会を国際的な競争に晒していくでしょう。これはつまり、Amazon や Google、Airbnb、Uber などの国際企業と地方の小さな企業が戦わざるを得ない環境になるということです。これに打ち勝つためには、コストや機能だけでなく顧客の情緒的な便益を提供して、代替不可能な存在になっていく事が大切だと感じます。

大手が出てきても代替されないような強い小さな企業が集積していく事が、一番の地域社会の発展になるのではないのでしょうか。

成迫 升敏



介護事業所における外国人労働者の活用について

介護業界は、以前から続く深刻な人材不足により、事業所運営にも支障をきたしている事業所も少なくありません。そんな中、外国人を介護職員として採用する事業所も全国的に増えてきています。今回は、外国人介護職員の雇用の制度と概要、注意点等についてご説明します。

外国人介護職員を雇用できる制度の概要

まず外国人介護職員の雇用方法は大きく4つあります。それぞれの概要や特徴は下記の通りです。

EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用

国際連携の強化と国家資格取得を目的とした外国人の受け入れを目的とした制度です。

- ・介護福祉士の資格取得を目的としている人材を雇うことができる。
- ・資格取得後は永続的就労が可能になります。（入国後4年目の国家試験に不合格の場合は帰国。）

日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用

専門的・技術的分野への外国人の受け入れを目的とした制度です。

- ・介護福祉士の資格を取得している人材を雇うことができます。
- ・本人が望む限り、永続的就労が可能です。
- ・日本語試験でN2相当以上と確認できる人材であるため、日本語能力が高い傾向にあります。
- ・受け入れ調整機関がないため、事業所自ら採用活動の必要があります。

技能実習制度を活用した外国人技能実習生の雇用

日本から諸外国への技術移転(国家貢献)を目的とした制度です。原則、帰国して介護業務に従事するために日本で技能習熟することが目的となっています。

- ・資格なし（要件を満たせば受験は可能）
- ・最長で5年間の雇用となります。
- ・訪問系サービスで就労ができません。（施設系のみ勤務となります。）

在留資格「特定技能1号」を持つ外国人の雇用

日本の人手不足の対応として一定の専門性・技術を有する外国人の受け入れを目的とした制度です。

- ・資格なし（要件を満たせば受験は可能）
- ・最長で5年間の雇用となります。
- ・訪問系サービスで就労ができません。（施設系のみ勤務となります。）
- ・技能水準、日本語能力水準が一定レベル以上あると確認された人材を雇うことができます。



各制度には異なった目的があるため、受け入れ事業所はその目的をしっかりと理解して体制を整えることが重要です。例えば の技能実習制度で言えば、来日する外国人労働者は、あくまでも技術習得し帰国後は母国で介護業務に従事することを目的としています。日本人労働者の代わりとして扱うのではなく、「技術習得の手助けをしつつ自社の介護人材として協力してもらおう」というスタンスが大切です。

外国人介護職員の受け入れにあたっての注意点

外国人介護職を受け入れても、職場になじむことができないなど、様々な理由で離職してしまうという話もあります。実際に外国人労働者を受け入れた事業所が注意している点で代表的なものを挙げます。

・宗教や文化の違いを理解する

信仰している宗教によっては、食事の制限や祈りの時間など、日本人ではなじみのないこともあるため、事業所全体でそれぞれの宗教や文化の違いを理解する必要があります。

・外国人職員の生活も含めた支援の重要性

住居の確保等はもちろんのこと、関係各所とのコミュニケーション（言葉の壁）を円滑に図れるような支援やメンタルヘルスケアなども必要です。

外国人介護職員の雇用には、上記のように様々な複雑な制度や雇用に係るコスト、外国人であるが故に支援が難しい点も多くありますが、上手に活用できている事業所からは、「職場が明るくなった」、「自社の介護サービスの質を見直すきっかけになった」などの意見があるようです。各制度の違いや目的を理解し、自社の受け入れ体制、方針、予算などに合わせて各制度を選択してみたいかがでしょうか。また、各制度の詳細については厚生労働省のHPに掲載されていますので是非ご確認ください。

消費税申告の注意点

昨年 10 月の消費税増税と軽減税率導入から約半年が過ぎ、消費税 10%に慣れてきた頃かと思われます。ただし、実際の申告業務はこれからが本番です。見落としがちな注意点を紹介します。

1. 簡易課税制度のみなし仕入率の変更

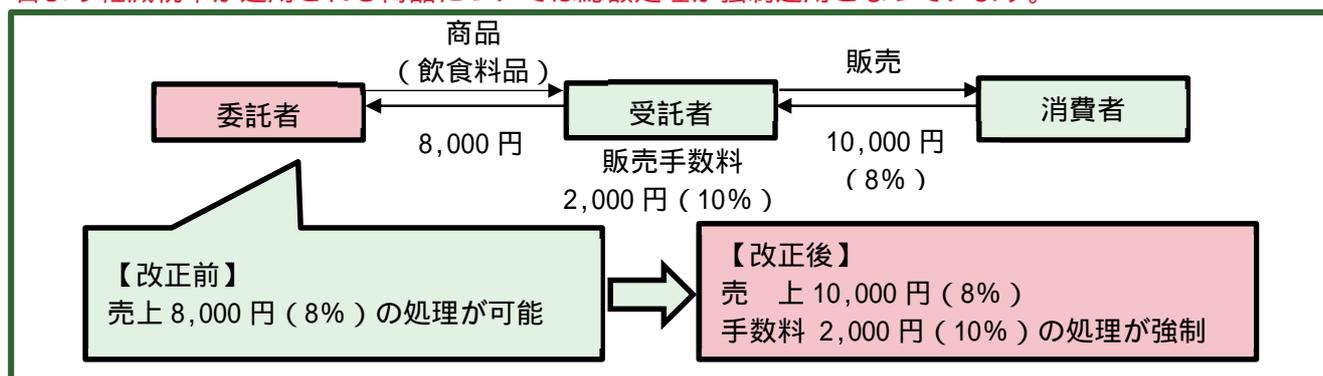
消費税は、売上でもらった消費税から仕入等で支払った消費税を控除して納付額を計算します。ただし、年間売上 5,000 万円以下の中小事業者は、売上でもらった消費税に一定の率(みなし仕入率)を乗じた金額を控除して納付額を計算する簡易課税制度の適用を受けることができます。このみなし仕入率は事業の内容によって異なりますが、この一部で改正がありました。

事業の内容	みなし仕入率	農業、林業、漁業のうち	みなし仕入率
農業、林業、漁業	70%	飲食料品の譲渡部分	80%
		上記以外	70%

例えば、農業では農機具や肥料等に支払う消費税は 10%ですが、売上げでもらう消費税は食料品であるため 8%しかもらえず、みなし仕入率が変わらないと単純に事業者の負担が増えてしまいます。そのため上記の改正が行われました。この改正は 2019 年 10 月 1 日以後に行われる取引から適用となります。9 月以前の取引か 10 月以後の取引かで分ける必要がありますのでご注意ください。

2. 委託販売(飲食料品)の経理処理の改正

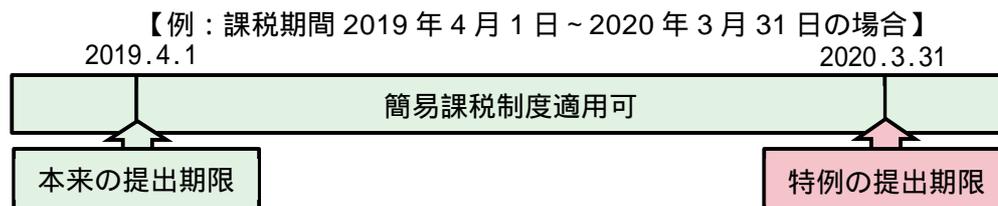
商品を委託販売する場合、収受した金額で経理する純額処理が認められていますが、**2019 年 10 月 1 日より軽減税率が適用される商品については総額処理が強制適用となっています。**



この場合、改正前は特例にて委託者は実際に受け取った 8,000 円のみを売上に計上する純額処理が可能でした。ただし、軽減税率が適用される商品の場合、販売時の消費税率は 8%ですが販売手数料は 10%で税率が異なるため、総額処理が義務付けられました。この結果、委託者が純額処理をしていた場合は改正前より計上する売上げが多くなり、同じ販売量であっても免税事業者や簡易課税制度の判定の基礎となる課税売上が変わってくるため注意が必要です。

3. 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例

基準期間(2 期前)の課税売上が 5,000 万円以下の事業者は、簡易課税制度の適用を受けることができます。この適用を受けるには事前に届出が必要ですが、**課税仕入れ等を税率ごとに区分することについて困難な事情があれば、課税期間の末日までに届出を提出することで、その課税期間から適用できます。**この特例は 2019 年 10 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間に限られます。



以上の他に、売上げや仕入れを税率が異なるごとに区分することが困難な場合には、簡易的な計算が認められる等の特例が設けられています。詳しくは担当者にご相談ください。

江塚 善彦

「配偶者居住権」の適用が始まります！

令和2年4月1日以後に開始する相続から「配偶者居住権」の適用が開始されます。配偶者居住権については以前の事務所通信でも取り上げていますが、配偶者居住権が消滅した場合の処理などの不明確な課税関係が明確になってきましたので、改めてご紹介します。

1. 配偶者居住権

配偶者居住権とは、配偶者の老後の生活の安定を考慮し創設された制度で、配偶者が被相続人の建物を終身又は一定期間、無償で使用することができる法定権利のことをいいます。被相続人の配偶者が相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合に、遺産分割・遺贈などにより成立します。

配偶者居住権設定後に、配偶者が老人ホームなどの施設に入居し、相続した建物に住まなくなった場合でも、そのまま配偶者居住権を残しておけば(放置)、課税されることはありません。ただし、配偶者居住権を設定したものの、土地建物を第三者に売却することになり、配偶者居住権の存続期間中にその放棄又は譲渡を行った場合には、贈与税又は所得税が課されますので注意が必要です。

2. 具体例

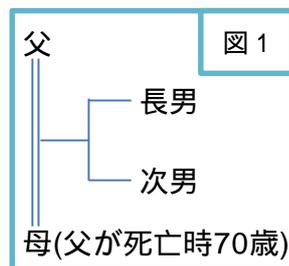
図1の相続関係において、具体例を挙げて課税関係をご説明します。

前提：父が所有の財産総額 6,000 万円、父が死亡後に母が死亡

○預貯金：3,000 万円

○建物：木造(耐用年数 22 年)、築 4 年、相続開始時の自用の建物価額 1,000 万円

○土地：500 m²、路線価 4 万円/m²、相続開始時の自用地価額 2,000 万円



単位：円

条件	ケース1		ケース2	
	父 死亡	母 死亡	父 死亡	母 死亡
建物	父の相続財産を全て母が取得。母の死亡時、父から相続した財産が全て残っており、評価額は変わらず。		現預金・配偶者居住権を母が取得。土地建物所有権を長男又は次男が取得。母の死亡時、父から相続した財産が全て残っており、評価額は変わらず。	
配偶者居住権	-	-	8,280,690	0
所有権	10,000,000	10,000,000	1,719,310	-
土地				
配偶者居住権に基づく敷地利用権	-	-	8,920,000	0
所有権	20,000,000	20,000,000	11,080,000	-
母の取得額	60,000,000	-	47,200,690	-
長男又は次男の取得額	0	60,000,000	12,799,310	30,000,000
相続税額(相続人合計)	0	1,800,000	117,600	0

配偶者居住権及び敷地利用権算定：法定利率3%

父 死亡時：母について小規模宅地等の特例の適用及び配偶者の税額軽減適用有。

母 死亡時：父から相続した財産以外無し。

ケース1の父が死亡時に母が全ての相続財産を取得した場合には、父が死亡時の相続税額が0円となり、最も税負担が少なくなります。しかし、母の死亡時には相続税が発生し、最終的に長男又は次男が財産を取得するまでに、総額180万円の相続税額の負担があります。一方、ケース2のように母が配偶者居住権を取得した場合、父の死亡時に相続税が発生しますが、母の死亡によりこの配偶者居住権及び配偶者居住権に基づく敷地利用権が消滅し、これらの相続税評価額が0円となります。結果として、母の死亡時の相続財産が基礎控除以下となるため相続税が発生せず、最終的に長男又は次男が財産を取得するまで、総額約12万円の相続税額の負担で済みます。

このように、節税対策として配偶者居住権の設定は有効です。特に土地(配偶者居住権に係る建物の敷地)の価額が高い場合や父の死亡時に母の年齢が低い場合には、配偶者居住権又は配偶者居住権に基づく敷地利用権の評価額が高くなるため節税効果が高くなります。また、ケース1のように母が全財産を取得した後に母が死亡すると、現預金については任意に分けられるため特に問題にはなりませんが、土地建物については物理的な分割が困難で兄弟間の争いのタネになりかねません。そこで、ケース2のように配偶者居住権を設定し、母の生前に土地建物の最終的な帰属先を決めておくという使い方もできるため、配偶者居住権の設定は相続対策としても有効です。

饗場 徹